

本組合信用部細則
貸付に關する規定
第壹條 銀河畔園藝業組合は
その組合員に對し A-B の
種別を設け長期或は短期の
貸付金を許與するものとす
至貳ヶ年の期限を定め年利
六步を徵收す、元金の償還
第貳條 長期貸付は壹ヶ年乃至
貳ヶ年の期限を定め年利
六步毎にこれを支拂ふ
もとのとす

第叁條 短期貸付の期限は壹
ヶ月乃至六ヶ月としその利
子は年七步と定む
第四條 種別を問はず凡て貸
付を許可するには請願者並
に保證人の署名を要求する
もとのとす、保證人は組合に當
然の組合員に負債を有する
場合に於て組合に負債を有
するものたることを要す
第五條 通例を超過する金額
の貸付を請求されたる場合
はこれを取締役會の審議に
付せ又他の組合員の負債に
係る保證の責任者に當らざ
るものとす、保證人は組合に當
然の組合員または一部を
保證して組合に負債を有する
場合に於て組合に負債を有
するものたることを要す
第六條 本規貸付金に關する
負債存在中組合員は本人所
有の株券の全部或は一部を
他人に賣却することを得ず
第七條 貸付金に對する債務
履行を停滯したる場合はそ
れに對し年貳歩の割合によ
り非常貸付金を許可するこ
とあるべし、即ち地主又は
小作人にして農業に從事
し居るもの若しくは霜災に
會ひたるものを救助するた
め資金の融通をなすものに
して委員会を設け實地調査を
済し損害の程度を正しその
改復に必要と認むる金額を
最長期間の無利子にて貸付
を許可するものとす
第八條 取締役會は同役員中
より三名の委員を撰任し組
合員の代表者として本貸付
部の事務を監督せしめるも
のとす

(抵當貸付に關する細則は
次號にて發表) 以上
前號發表の通り本組合信用部
細則第參條を適用し組合員に
生產貸付を來る六月一日より
實施すること相成ました故

銀河畔園藝業組合

[第94號]

一 情 報

御通知申上げます。其他金融
に關する一切の相談は富事務
所において毎日午前九時より
十二時まで午後は二時より六
時まで中央失氏が應じます。故御
申込み下さい

(一九四五年五月二十四日
信用部發表)

青年部主催
蹴球大會

審判長 目下銜中
申込 日會事務所には廿
六日迄 其他當日申込も可
能及び試合方法當日決定
賞優勝チームにはカップ及
び青年部メタル(二等青年
部メタル)

試合開始 五月廿八日、日曜
日午前十時より(時間厳守)
のとく雨天順延

卒業引立を頼みます
仕事入念大勉強、電話で御
一報次第毎日集配に參上致
します

今回左記にクエジョ工場を開
き染色業者各位の御用命に應
することになりましたから何
か御引立を頼みます

仕事入念大勉強、電話で御
一報次第毎日集配に參上致
します

さき染色業者各位の御用命に應
ることになりましたから何
か御引立を頼みます

仕事入念大勉強、電話で御
一報次第毎日集配に參上致
します